

八幡平市監査委員告示第7号

平成30年9月10日付け八監査第091004号の財政援助団体等監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年10月25日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰 男

措置内容 別紙のとおり

平成 30 年度財政援助団体等監査指摘事項の措置状況等通知書

商工観光課

平成 30 年 6 月 5 日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>八幡平市都市圏販路開拓支援事業の助成金算出方法について</p> <p>本事業は、市内の会員（中小企業）が、市内において製造、制作、加工、開発された製品及びサービス等を都市圏において、取引の新規開拓・拡大を図るため、国内外の見本市や展示会等への出展に対して支援を行うものである。事業計画書では、支援企業数を 10 社程度としていたが、公募したところ、延べ 19 社が応募し、結果的に 19 社を対象に事業を実施した。商工会が作成した公募要領の「(4) 助成対象経費及び助成額」には、1 事業者当たりの助成限度額を 20 万円とし、その「(注) 2」には、「助成金交付額は、千円未満を切り捨てる」と、記載されているにもかかわらず、事業者ごとの助成金算定の際に、千円未満の切り捨てを行わなかったため、結果的に市から交付された補助金 2,000,000 円のうち、8,000 円が補助事業者に対して、過大に支払われた。よって、市の補助金 8,000 円について、市に返還すること。また、このような事態に至った事業経過を検証し、再発防止策を徹底したうえで、補助事業の適切な執行に努めること。</p>	<p>当該補助金について、平成 30 年 9 月 18 日付けで市商工会から返還すべき補助金 8,000 円について返納の意思表示があり、市から市商工会に納入通知書を発行し、10 月 3 日に納付された。</p> <p>監査後、市と市商工会で公募要領の取り扱いについて再確認するとともに、今後は要領に沿って事務処理を進めるよう取扱いを改めた。</p>	<p>事業の執行について、財政援助団体との共有を再度図ったところであり、引き続き補助金交付事務を厳正に進めるよう努める。</p>	<p>平成 30 年 10 月 3 日</p>